

柔道整復(整骨・接骨)

■後期高齢者医療保険の対象になる場合

次の両方の要件に当てはまる場合に対象になります。

①対象になる負傷

医師や柔道整復師の診断または判断による急性で外傷性の骨折・脱臼・打撲・捻挫
※骨・筋肉・関節の痛みがあり、負傷原因がはっきりしているもので、内科的原因による疾患でないもの

②医師の同意があること

骨折および脱臼で応急手当をする場合を除き、柔道整復(整骨・接骨)の施術が必要であることを認める医師の同意を、あらかじめ得ることが必要です。

■後期高齢者医療保険の対象にならない場合

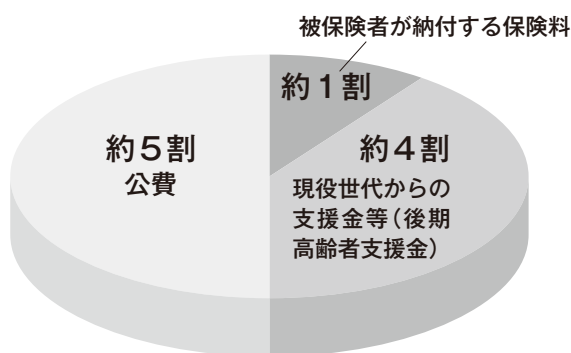
- 疲労や慢性的な要因が原因の肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善のみられない長期の施術
- 医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等を治療中のとき
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷



療養費の支給についてのお願い

適正な施術にご協力を

療養費の財源は、被保険者が支払った一部負担金(1割または3割)を除き、被保険者が納付する保険料、国県市町の公費(元は税金、借金)と現役世代からの支援金等で賄われています。適正な施術で、医療費の適正化にご協力をお願いします。



療養費の財源
(被保険者一部負担金を除く)

療養費支給申請書の確認を

三重県後期高齢者医療広域連合から療養費の支給を受けるためには、療養費支給申請書の提

出が必要です。傷病名・日数・金額等をよく確認し、施術を受けた人(被保険者)の署名・押印をしてください。療養費支給申請書を施術師等を通して提出する場合には、委任欄への署名・押印が必要です。

施術内容の照会にご協力を

医療費の適正な支払いを行うため、提出された療養費支給申請書について、文書または電話で三重県後期高齢者医療広域連合から被保険者に対して、施術内容を照会することがあります。照会があった場合は、被保険者本人が回答してください。

領収書は必ずもらいましょう

三重県後期高齢者医療広域連合から送られる医療費通知は、確定申告の医療費控除を受ける際の書類として使用できません。領収書は医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管してください。